

①再入国出国中に在留期限を経過した方、②在留資格認定証明書の有効期限が経過した方の在留資格認定証明書交付申請について



令和 3 年 6 月 2 6 日
(令和 3 年 7 月 5 日更新)
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

下記①及び②のとおり提出書類を簡素化します。また、通常よりも迅速に審査します。

	①再入国出国中に在留期限が経過した方	②在留資格認定証明書の有効期限が経過した方
条件	○ 再入国出国前から、活動内容や身分関係に変更がない方。 ○ 次のいずれにも当てはまる方 ・ 再入国許可による入国期限が2020年1月1日以降の方 ・ 滞在する国・地域が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る入国制限が解除された日の6か月後以降、当庁が別途指定する日までに再入国許可による入国期限が満了する方（令和3年4月16日に対象となる期間を延長しました。） (注1) 在留期限の満了日まで1か月未満の方で、期限内に再入国の目処が立たない方も対象です。 (注2) みなし再入国許可も含まれます。 (注3) 「高度専門職2号」で在留していた方については従前の活動に応じ「高度専門職1号」（イ、ロ、ハのいずれか。）を申請してください。	○ 前回の申請内容から変更がない方。 ※ なお、在留資格認定証明書の有効期限は、通常3か月間有効ですが、特例として、同証明書の作成時期によって、それぞれ有効とみなす期間を設けています（詳細はこちら）。 この有効とみなす期間を経過する方が対象です。 (注) 入国予定日において、在留資格認定証明書の有効期限が経過することが見込まれる方も対象です。
必要書類	・ 申請書 ※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。 ・ 受入機関等が作成した理由書 ※ 別添の参考様式(別表1用、別表2用)を参照の上、作成願います。 ・ 従前の在留カードの写し ※ 券面の情報を確認可能なものであれば、写真画像やFAXでも可。提出ができない場合は、その理由を記載した説明書(様式自由)を提出願います。	・ 申請書 ※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。 ・ 受入機関等が作成した理由書 ※ 別添の参考様式(別表1用、別表2用)を参照の上、作成願います。 ・ 交付済みの在留資格認定証明書(原本又は写し) ※ 査証申請時に在留資格認定証明書を提出したことなどを理由として添付できない場合は、別途説明書(様式自由)又は査証申請受理票(写し)を提出願います。
申請期限	・ 申請人が滞在する国・地域が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る入国制限を解除された日の6か月後以降、当庁が別途指定する日まで ※ 「当庁が別途指定する日」はおおむね3か月前までに当庁ホームページ等で公表します。	・ 2022年7月31日以降で当庁が指定する日まで ※ 「当庁が指定する日」はおおむね3か月前までに当庁ホームページ等で公表します。

➢ 処理期間は、いずれも2週間が目安です。①の場合は前回許可、②の場合は前回の在留資格認定証明書交付時から身分関係等に変更があった場合などは、必要に応じ、その他の立証資料の提出を求めることがあります(この場合、審査に時間がかかる場合もあります。)。
➢ 在留資格「永住者」と「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定される方は、在留資格認定証明書交付申請の対象外ですので、在外公館での査証申請を行ってください(詳細はこちら(永住者)又はこちら(定住者)及び「特定活動」)。また、他の在留資格を希望される方であって、本邦に申請代理人となる方がいない場合も在外公館での査証申請になります。

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて



令和 3 年 1 1 月 2 9 日
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

対 応 方 針

- 出入国在留管理庁においては、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本邦への入国時期が遅れている方に配慮し、入国手続きに必要となる在留資格認定証明書（以下「認定証明書」という。）の有効期間を延長する措置を講じてきました（下記の「これまでの取扱い」参照）。
- 今般、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が入国手続きに影響を及ぼしていることに鑑み、下記のとおり、認定証明書の有効期間の更なる延長措置を講じることとします（下記の「新たな取扱い」参照）。
- ※ なお、認定証明書は、交付時点における上陸のための条件への適合性を証明するものであり、有効とみなす期間が過度に長期化することは認定証明書交付時の状況と入国時の状況が異なる可能性が高まるため、下記の新たな取扱い以降、認定証明書の有効期間の更なる延長は行いませんが、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします。詳細はこちらを御覧ください。

これまでの取扱い	新たな取扱い
①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格	①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
②対象地域 全ての国・地域	②対象地域 全ての国・地域
③対象となる在留資格認定証明書 2019年10月1日以降に作成されたもの	③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの
④有効とみなす期間 ・ 作成日が2019年10月1日～12月31日 → 2021年4月30日まで ・ 作成日が2020年1月1日～2021年1月30日 → 2021年7月31日まで ・ 作成日が2021年1月31日～ → 作成日から「6か月間」有効	④有効とみなす期間 ・ 作成日が2020年1月1日～2021年7月31日 → 2022年1月31日まで（注） ・ 作成日が2021年8月1日～2022年1月31日 → 作成日から「6か月間」有効 (注) 留学・技能実習に係る外国人の新規入国制限の見直し措置の利用者はこちらを御覧ください。 → 2021年11月30日から同年12月31日までの間、外国人の新規入国制限の見直し措置は停止されています。
⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合	⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合 参考様式と別表第1の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務、留学等）用と参考様式と別表第2の在留資格（例：日本人の配偶者等、定住者等）用と ※ 査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出してください。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を 踏まえた障害年金診断書の取扱いについて (令和3年9月10日)

- ▶ 障害年金を受給されている方は、提出期限までに、障害年金診断書を日本年金機構に提出していただく必要があります。期限までに提出されない場合は、通常は、障害年金の支払いが一時差止めとなります。
- ▶ 障害年金診断書の作成可能期間は3か月間とされていますが、緊急事態宣言（期間：令和3年1月8日～同年3月21日、令和3年4月25日～同年9月30日）やまん延防止等重点措置（期間：令和3年4月5日～同年9月30日）の対象地域に居住する方や、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する方が、医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができない場合も想定されます。
- ▶ このため、以下のとおり、障害年金診断書の提出についての特例措置を講じます。
 - ①提出期限が令和3年2月末日である方
令和3年11月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差止めは行いません。
 - ②提出期限が令和3年3月末日から同年11月末日までの方
令和3年12月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差止めは行いません。

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお願いいたします。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

特殊詐欺 巧妙化

注意を呼びかけている。

□ □

新型コロナウイルスに東京五輪・パリンピック、アフガニスタンの政権崩壊。目まぐるしく動く社会情勢を利用し、次々と現れる巧妙な手口の特殊詐欺。多くの人が1本の電話で途方もない嘘を信じ込み、多額の金をだまし取られているのが実情だ。警察当局は「内容にかかわらず、金銭を要求してくる不審電話には警戒してほしい」と呼び掛けている。

「コロナワクチンの代金請求の案内です。振込用紙を送りますので、届いたらコンビニなどで手続きしてください」

6月下旬、大阪府内の男性宅に女性の声で電話がかかってきた。女性から告げられた代金は2回分の1万7千円。本来ワクチン接種は、国が費用を全額負担しているため、個人負担はないはずだ。不審に感じた男性は電話を切った後、同居の親族に相談したため被害には遭わなかった。

国民生活センターによると、ワクチン絡みの詐欺と疑われる相談は全国で急増しており、10月7日時点で297件にのぼる。内容も接種状況や時期によって変遷しており、ネット予約に苦戦している高齢者を狙い、予約代行を持ち掛けて個人情報引き出しなどを狙う手口も確認されている。

ワクチン・五輪入場券代金要求、アフガン退避費用募る

嘘です。だまされないで

コロナワクチン接種に便乗した詐欺の手口

金銭を要求

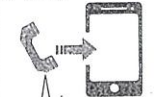
知らない人物からメールが届く



コロナワクチン接種の優先順位を上げる。金銭を振り込んでもらう

個人情報の引き出し

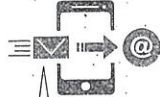
自治体職員を称する男から電話



コロナワクチン接種の申し込みを受け付け。住所はこれで合っているか

偽サイトへ誘導するメール

自衛隊大規模接種センターをかたり送信



氏名や住所、クレジットカードの情報を誘導

※国民生活センターなどへの取材による

特殊詐欺の電話相談窓口

警察相談専用窓口…… #9110

消費者ホットライン…… 188

かつて、親族を名乗って金銭を振り込ませる手口が横行し、「オレオレ詐欺」と呼ばれていた特殊詐欺。近年は多様な手口が見られるようになった。

今夏の東京五輪をめぐる、開催決定後に大会に乗り込もうと全国で横行。関係団体を名乗る人物から身に覚えのない入場券の代金を請求されたり、開催決定にかこつけて「株が上がりつつあるので売らないか」と持ちかけられたりする不審電話などが目立っている。

また、8月にイスラム原理主義勢力タリバンがアフガニスタンを制圧した際は、アフガン退避を希望する日本人を装い、航空機の費用として会員制交流サイト(SNS)上で資金を募る手口も発生し、外務省が述べた。

（山手友明）

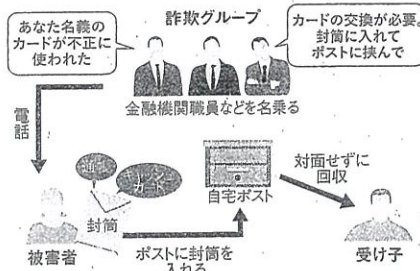
「犯行グループのスピード感にかならず手を打てない」。ある捜査関係者は頭を抱える。新型コロナウイルス感染拡大初期は、国の持続化給付金制度をかたる詐欺が横行した。注意喚起などの対策に追われていたうちに、いつのまにかワクチン接種の代金を請求する手口が主流となっていた。「ほとんど巧妙化している。次はどんなことをやってくるのか」と警戒する。

近畿大の辻本典史教授(刑事法)は「詐欺という犯罪の性質上、人を信じ込ませることが重要になるので、人々が関心を寄せる社会情勢を利用できれば犯罪は成功しやすい」と指摘。その上で「警察は詐欺の計画段階から察知するなどして、いち早く傾向を予測し、対処する必要がある」と述べた。

「郵便受けにキャッシュカード入れて」

コロナ乗じ「非対面」特殊詐欺

増加している「非対面型」の特殊詐欺の手口



新型コロナウイルス禍に乗り、キャッシュカードなどを自宅の郵便ポストに入れるよう指示して、顔を合わせずにだまし取る「非対面型」の特殊詐欺が増加している。カードを受け取る役目の「受け子」が顔をみられるのを避ける狙いがあるとみられる。外国人が「受け子」となるケースも多く、警察当局は「今後増加が予想される手口」と注意を呼び掛けている。

（山手友明）

「あなた名義のキャッシュカードで現金を引き出そうとした男が逃げた。被害に遭っているかも」

10月中旬、大阪府東大阪市の80代女性の宅に、金融機関職員を名乗る男性からこんな電話があった。女性が男からの指示で銀行協会を称する男に連絡すると、キャッシュカードの交換を促され、「封筒にキャッシュカードを入れて自宅のポストに挿入してほしい」。女性は男の指示通り、キャッシュカードなどを入れた封筒をポストに投入。しばらくしてからポストを確認したところ、封筒はなくなっていた。

大阪府警捜査第11課は11月10日、この

外国人受け子のケース多く

女性のキャッシュカード2枚などをだまし取ったとして、詐欺容疑で中国籍の住居不定、無職、陽子容疑者(2)を逮捕。陽子容疑者は10月にも別の80代女性からキャッシュカードなどを同様の手口でだまし取ったとして逮捕されており、女性2人は少なくとも計約315万円を引き出されていた。

府警特殊詐欺対策室によると、郵便ポストを使った非対面型特殊詐欺の被害は9月に初めて府内で確認以降、18件の被害が明らかになっている。同様の手口の詐欺は全国でも相次いでおり、岡山県警では7・9月に14件の被害を確認。中には被害者に対し、「コロナで直接会うことができないので」と伝えている事例もあった。

外国人が受け子を行うケースも目立っており、府警がこれまで逮捕した受け子4人は全員外国人だった。本来、「訪問型」の詐欺では外国人が金融機関の関係者などをかたる受け子として相手宅を訪れる被害がほとんどだが、非対面型ならばそのリスクを下げることができる。

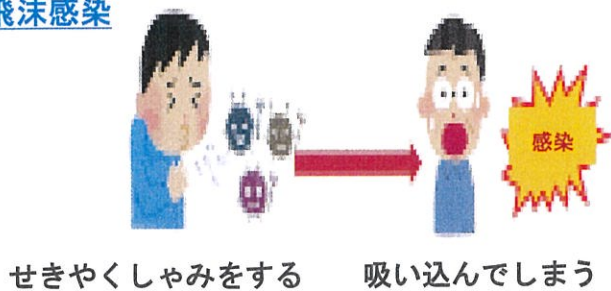
摘発される確率が高い受け子の「なり手不足」で、詐欺グループが外国人を勧誘していた可能性もあり、府警幹部は「詐欺グループは外国人を使った犯行にシフトしている。今後増加が予想される手口なので警戒していただきたい」と話している。

こんなことに気を付けよう！

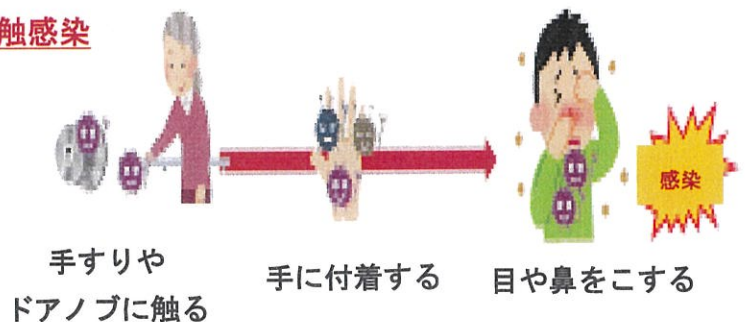
新型コロナウイルス感染予防

新型コロナウイルスの感染経路

ひまつ
飛沫感染



接触感染

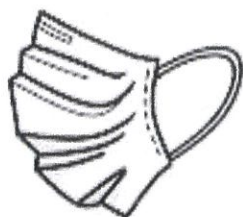


マスクの正しい着け方



段々折り

ヒダは下向き
菌が下に落ちる
ように



Ω（おめが）折り

凸部分が
外に出るように



アゴマスク



鼻が出た状態



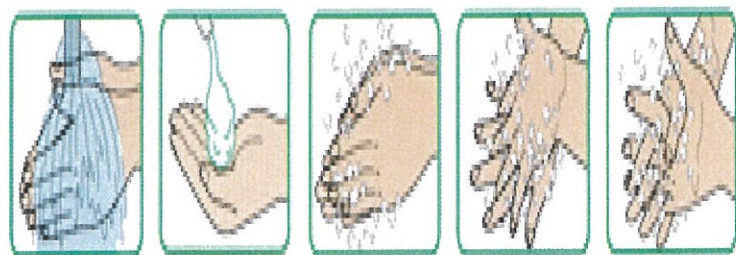
正しい装着

ワイヤーを鼻にフィットさせ、すきま
ができないように、あごまでおおう

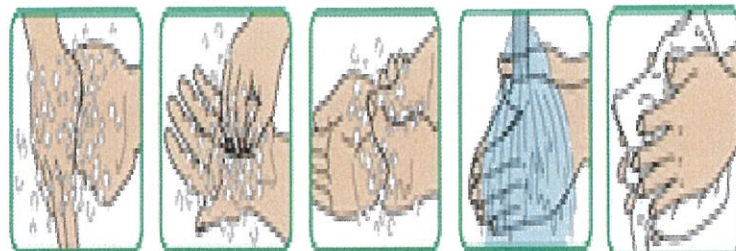
手洗い・手指消毒の仕方

店頭に設置されている消毒液は、ワンプッシュ分を
しっかり出し、乾くまですりこむのがポイントです。

手洗い手順

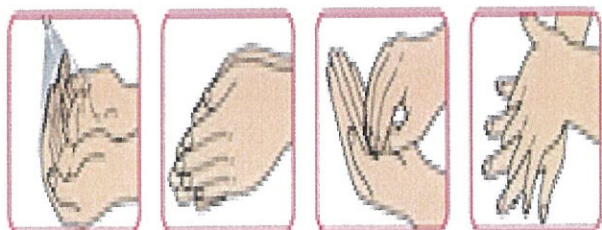


- ①流水でぬらす ②泡せっけんを手の平に出す ③手の平と手の平をこすり合わせて泡立てる ④手の甲をもう片方の手の平で洗う(両手) ⑤両手の指の間を洗う

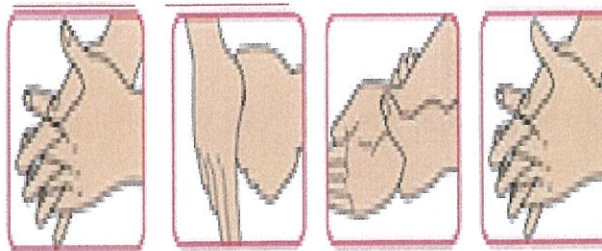


- ⑥親指をもう片方の手で包み洗う ⑦指先をもう片方の手の平でこすり洗う(両手) ⑧両手首を洗う ⑨流水でよくすすぐ ⑩ペーパータオルでふく

手指消毒手順



- ①消毒液をワンプッシュ手にかける ②手の平と手の平をこすり合わせる ③指先をもう片方の手の平に乗せすりこむ(両手) ④手の甲にもう片方の手の平ですりこむ(両手)



- ⑤指を組んで両手の指の間にすりこむ ⑥親指をもう片方の手で包みすりこむ(両手) ⑦両手首にすりこむ ⑧乾くまですりこむ

除菌

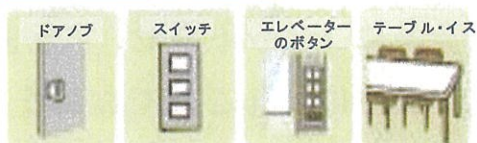
ペーパータオルに消毒液をしみこませたり、除菌シートを使って、ふき取りましょう。
消毒液を空気中に噴霧（ふんむ）するのはやめましょう。



トイレの清掃・除菌すべき場所



人の手がよく触れる場所



- フタを開けて流しましょう。
- 床や壁も忘れずに。



正しい知識で

自分やまわりの人を守る!



ウィズコロナ時代の 新常識と税

2021
税金ア・ラ・カルト
第35集

日常生活に
おける新常識

困ったときの
相談窓口

ウィズコロナ
時代の
税情報



納税協会

日常生活における新常識

手洗いと咳エチケット

は、手洗いやマスクの着用（咳エチケット）

新型コロナウイルス感染症の予防に
ト）が重要です。これらは、今では
すっかり新しい日常として定着して
いますが、正しい方法で行っている
かどうか、改めてチェックしてみま
しょう。

① 手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



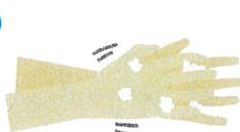
手の甲をのばすようにこすります。

3



指の先・爪の間に念入りにこすります。

4



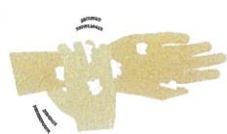
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

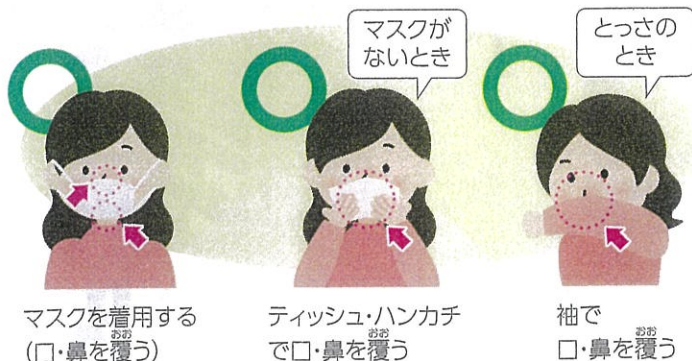
6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチ
で口・鼻を覆う

袖で
口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

電車や職場、
学校など人が
集まる場所で
咳エチケットに注意

(厚生労働省ホームページを参考に一部加工)

三密を避けましょう

密閉、密集、密接という「三密」を避

ける意識も、私たちの日常生活に定着し

ています。集団

感染は、「換気

が悪く」、「人

密に集まって過

ごすような空

間」、「不特定多

数の人が接触す

るおそれが高い

場所」という共

通点がありま

す。できるだけ、

そのような場所

に行くことを避



(厚生労働省ホームページより)

コロナ禍でも医療機関で 必要な受診を

け、やむを得ない場合には、マスクをす
るとともに、換気をする、大声で話さな
い、相手と手が触れ合う距離での会話は
避ける、といったことが大切です。

コロナ禍でも、過度な受診控えは健康
上のリスクを高めてしまいます。

定期的に健康診断やがん検診を受ける
ことが生活習慣病の予防や、がんの早期
発見・早期治療につながります。また、
定期的に飲んでいいる薬を切らすと、持病
が悪化してしまうおそれがあります。リ
ハビリも可能な範囲で継続することが大
切です。

◎上手な医療のかかり方

1. 過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。
2. コロナ禍でも健診や持病の治療、お子さまの予防接種などの健康管理は重要です。
3. 医療機関や健診会場では、換気や消毒でしっかりと感染予防対策をしています。
4. 健康に不安がある時は、まずはかかりつけ医・かかりつけ歯科医に相談しましょう。

(厚生労働省ホームページより)



困ったときの相談窓口

新型コロナウイルス
感染症にかかっていない
か不安なときは？

発熱等の症状が生じた方は、まずは「かかりつけ医」等の身近な医療機関に電話等でご相談ください。かかりつけ医がないなど相談先に迷った場合は「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）にご相談ください。

まずは
かかりつけ医



相談先に
迷った場合は
受診・相談
センター

近畿の相談窓口は以下のホームページで
確認することができます。(令和3年9月1日現在)

大阪府



新型コロナウイルス感染症の発生に伴う電話相談窓口について

京都府



発熱症状などのある方の
相談・受診・検査の流れ

滋賀県



発熱などの症状がある場
合の相談・受診について

和歌山県



新型コロナウイルス感染症に関する「受診相談窓口」について

奈良県



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

兵庫県



新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

●心の相談窓口

自治体では、面接や電話によりコロナのことが不安で眠れないといったお悩みの相談を受け付けています。厚生労働省ホームページに「新型コロナウイルス感染症に係る心のケアに関する自治体相談窓口一覧」が掲載されています。

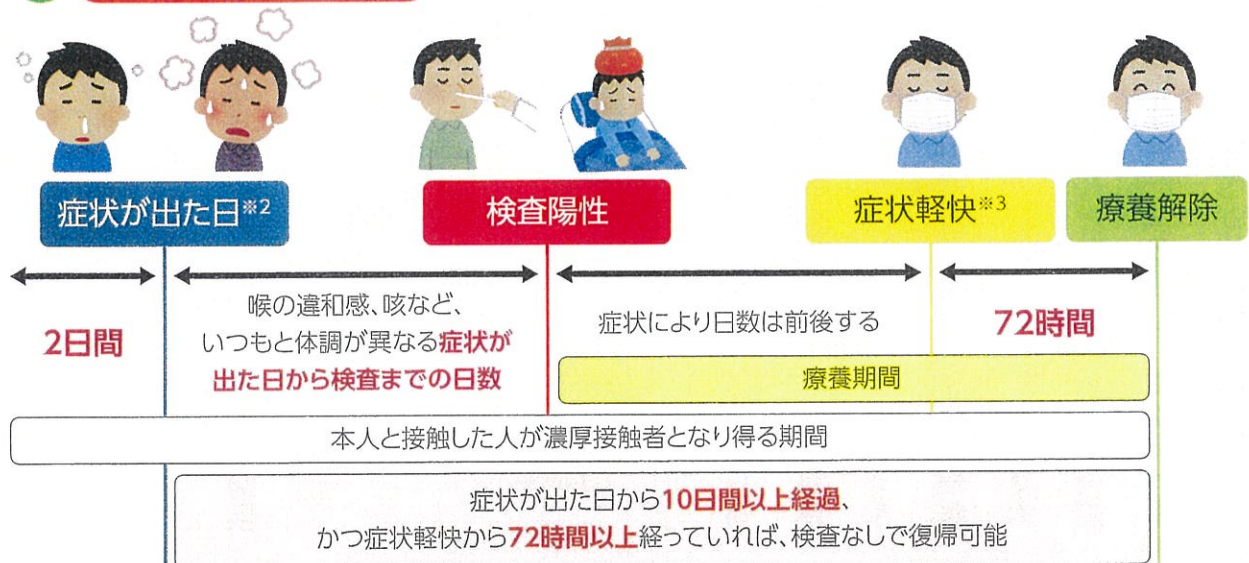


検査で 陽性だった場合の 療養期間

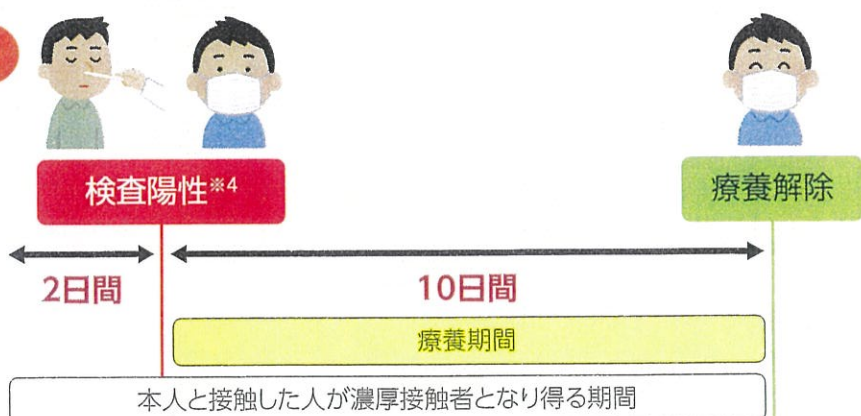
PCR等の検査で新型コロナウイルス感染症が陽性だったときは、症状がある場合と症状がない場合で、療養期間が異なります。

症状がある場合は、症状が出現した日から、10日以上かつ症状軽快後72時間経過後（又は症状軽快後24時間以上空けて2回PCR等の検査を行い、陰性だった場合）に療養解除となります。症状がない場合は、検体採取日から10日経過後（又は検体採取日から6日経過後に24時間以上間隔を空けて2回のPCR等の検査結果とともに陰性が確認された場合）に療養解除となります。

例 症状がある場合※1



例 症状がない場合



- ※1 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合。
- ※2 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。
- ※3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸症状が改善傾向である場合。
- ※4 陽性が確定した検体の採取日とする。